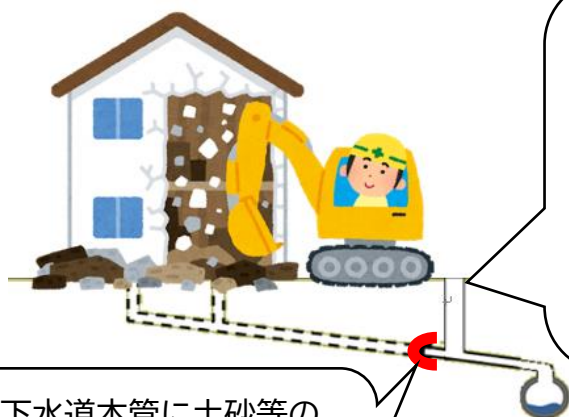


建物を解体する際はご注意ください！

建物の解体に伴う公共枿の破損や撤去、井戸量水器の紛失等が頻発しています。
解体を行う際には、以下の点に注意をお願いします。

① 排水設備と公共枿の適切な切離しをお願いします。



下水道本管に土砂等の異物が流入しないように、必ずキャップ止めをしてください。



公共枿は飯田市の管理物です。
解体時に破損や撤去をしないようにしてください。

② 井戸量水器の返却をお願いします。

解体前に井戸ポンプ及び井戸量水器の有無を確認してください。
井戸量水器は飯田市の備品です。取外し後下水道課へ返却してください。

※量水器BOXは個人所有物のため、返却は不要です。



③ 公共下水道使用廃止（休止）届の提出をお願いします。

解体により、公共下水道への排水がなくなった場合は、公共下水道使用廃止（休止）届を提出して下さい。提出がない場合は下水道使用料が発生し続けることになりますのでご注意ください。

解体に伴う排水設備の工事及び廃止（休止）届の提出は、
必ず「飯田市下水道排水設備指定工事店」にご依頼ください。

※解体に伴い、合併処理浄化槽（単独浄化槽も含む）を廃止する場合にも届出が必要です。
詳しくは下水道課までお問い合わせください。